

幼稚園幼児指導要録

記入の手引

平成30（2018）年4月

栃木県教育委員会

はじめに

このたびの幼稚園教育要領の改訂に伴い、幼稚園幼児指導要録が改善され平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1814 号によって示されました。

幼稚園幼児指導要録については、各設置者等がその様式を定め、各幼稚園により作成することとなっておりますが、各幼稚園において大きな差異が生じることは指導要録の性格からいって好ましいものではありません。そこで、栃木県教育委員会では、記入上の留意点やその取扱いについての基本的な考え方をまとめて手引を作成することにいたしました。

この手引の作成に当たっては、指導要録の様式、記入の仕方及びその取扱いの基本的事項について、簡明に記述するよう努めるとともに必要に応じて記入例を掲載いたしました。

各園におかれましては、この手引を参考として指導要録に適正な内容を記載されるとともに、幼児期と児童期の連携を図った指導の資料として、その機能が十分に発揮されるよう取り扱っていただきたいと考えております。さらに、この手引を有効に活用され、幼児理解に基づいた評価を園全体で組織的かつ計画的に取り組まれることを期待しております。

なお、このたびの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に伴い、幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善、認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等及び保育所保育指針の適用に際しての留意事項が示されました（巻末参考資料）。そこで、認定こども園、保育所においても、要録作成上の参考としていただくため、本手引を配布することとしましたので、御活用いただければ幸いです。

平成 30（2018）年 4 月

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

目 次

I	幼稚園幼児指導要録について	1
II	指導要録記入上の注意事項	1
	1 記入の文字	
	2 記入の位置	
	3 記載事項の変更	
	4 記載事項の訂正	
	5 記入の時期	
III	学籍に関する記録の記入について	3
	1 年度、学級及び整理番号	
	2 幼児	
	3 保護者	
	4 入園年月日	
	5 転入園年月日	
	6 入園前の状況	
	7 転・退園年月日	
	8 修了年月日	
	9 進学先等	
	10 幼稚園名及び所在地	
	11 年度及び入園（転入園）、進級時の幼児の年齢	
	12 園長氏名印及び学級担任者氏名印	
IV	指導に関する記録の記入について	7
	1 指導の重点等	
	2 指導上参考となる事項	
	3 出欠状況	
	4 備考	
V	指導要録取扱い上の注意	10
	1 入園の場合	
	2 進学の場合	
	3 転園の場合	
	4 転入園の場合	
	5 その他	
参考資料		12
資料1	幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）から抜粋	
資料2	幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）から抜粋	
資料3	保育所保育指針の適用に際しての留意事項についてから抜粋	
資料4	学校教育法施行規則（抄）（第24条、第28条）	
資料5	配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）	

I 幼稚園幼児指導要録について

幼稚園幼児指導要録（以下「指導要録」という。）は、学校教育法施行規則第 24 条及び第 28 条により、その作成、送付及び保存について規定されており、幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格を持つものである。

各幼稚園は、幼稚園教育要領に示されている幼児理解に基づいた評価を適切に行い、指導要録を作成すること。

II 指導要録記入上の注意事項

1 記入の文字

記入に当たっては、「常用漢字表」、「現代仮名遣い」、「送り仮名の付け方」、「外来語の表記」、「ローマ字のつづり方」等の一般の社会生活における国語表記の目安・よりどころに基づくこと。なお、幼児や保護者の氏名等、固有名詞はこの限りでない。

指導要録は、幼児の修了又は転・退園後も保存する表簿であるから、黒又は青インクを用いて記入し、変色のおそれのあるものは避けること。なお、記入事項の保存性や管理面に十分配慮した上で、ゴム印による押印やプリンター等による印字も可能である。

2 記入の位置

〈学籍に関する記録〉の「幼児」及び「保護者」の「現住所」、「幼稚園名及び所在地」、「園長氏名印」及び「学級担任者氏名印」など、変更あるいは併記する必要があることのある欄については、新事項を下部に記入できるようにその欄の上部に記入すること。

3 記載事項の変更

氏名、現住所等記載事項に変更が生じた場合は、その都度記入する。

変更事項の記入は、前の記載事項が読めるように朱一本線で消し、新事項をその下部に黒又は青インクで記入する。なお、この場合、訂正印は押さないが、変更した事項と日付を欄外に記載し記入者が押印すること。

例

	
---	---

4 記載事項の訂正

記載事項の誤記を訂正する場合は、記載事項を朱二本線で削除して、黒又は青インクで訂正事項を記入し、訂正箇所に訂正印を押す。

5 記入の時期

特に示す場合のほか、原則として次のとおりとする。

	〈学籍に関する記録〉	〈指導に関する記録〉
入園時	<ul style="list-style-type: none"> ・「年度」「学級」及び「整理番号」 ・「幼児」の欄 ・「保護者」の欄 ・「入園年月日」 ・「入園前の状況」 ・「幼稚園名及び所在地」 ・「年度及び入園・進級時の幼児の年齢」 ・「園長氏名」「学級担任者氏名」 (押印はしない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「氏名」の欄 ・「性別」 ・「年度」 ・「学年の重点」
学年当初	<ul style="list-style-type: none"> ・「年度」「学級」及び「整理番号」 ・「年度及び入園・進級時の幼児の年齢」 ・「園長氏名」「学級担任者氏名」 (押印はしない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「年度」 ・「学年の重点」
学年末	<ul style="list-style-type: none"> ・「園長」「学級担任者」押印 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人の重点」 ・「指導上参考となる事項」 ・「出欠状況」 ・「備考」
修了時	<ul style="list-style-type: none"> ・「修了年月日」 ・「進学先等」 ・「園長」「学級担任者」押印 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人の重点」 ・「指導上参考となる事項」 ・「出欠状況」 ・「備考」
転入時	<ul style="list-style-type: none"> ・「転入園年月日」 ・上記入園時にあげた項目（「入園年月日」「入園前の状況」は除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記入園時にあげた項目
転・退園時	<ul style="list-style-type: none"> ・「転・退園年月日」 ・「進学先等」 ・「園長」「学級担任者」押印 	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人の重点」 ・「指導上参考となる事項」 ・「出欠状況」 ・「備考」

Ⅲ 学籍に関する記録の記入について

1 年度、学級及び整理番号

年度、学級及び整理番号については、各幼稚園において、指導要録を整理し保存する際の便宜を考えて記入すること。

2 幼 児

(1) 氏名、性別及び生年月日

原則として、住民基本台帳の記載に基づき記入する。

外国籍の幼児で片仮名表記の登録がない場合、「ふりがな」は、できるだけ母国語に近い読み方で片仮名を用いて記入すること。

(2) 現住所

住民基本台帳に記載されている現住所を記入すること。

(3) 氏名、現住所を変更した場合（市町名変更、地番変更を含む。）

「Ⅱ 3 記載事項の変更」によること。変更日付については、住民基本台帳に記載されている該当の日付とすること。

3 保護者

(1) 氏名

幼児に対して親権を行う者を記入すること。親権を行う者がいないときは、後見人を記入すること。

(2) 現住所

幼児の現住所と同一の場合には、「幼児の欄と同じ」と略記すること。

(3) 氏名等の変更の場合

「Ⅱ 3 記載事項の変更」によること。

4 入園年月日

幼児が幼稚園に入園した年月日を記入すること。この年月日は、公立幼稚園においては所管の教育委員会等が通知した入園期日、その他の幼稚園にあつては幼稚園の定めた入園期日を記入すること。入園期日は必ずしも入園式の日ではなく、園長が在籍を認めた日とすること。

5 転入園年月日

他の幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園及び保育所等から転入園してきた場合は、所管の教育委員会等、又は幼稚園において定めた転入園年月日を記入すること。

6 入園前の状況

保育所等での集団生活の経験の有無等を記入すること。なお、転入園してきた幼児については、この欄に、前に在園した幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園、保育所等の名称、所在地及び転入園の事由等を記入すること。

7 転・退園年月日

他の幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園及び保育所等へ転園した場合は、幼稚園長がそれを認めた年月日を記入すること。

家庭及び外国の幼稚園等に移った場合には退園とすること。

8 修了年月日

幼稚園長が、修了を認定した年月日（原則として3月末日）を記入すること。

9 進学先等

進学した小学校、義務教育学校、特別支援学校小学部等の名称、所在地を記入すること。なお、転園した幼児については、この欄に転園先の幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園、保育所等の名称、所在地及び転園の事由等を記入すること。また、退園した幼児については、この欄にその事由等を記入すること。

10 幼稚園名及び所在地

(1) 幼稚園名

〇〇市立〇〇〇幼稚園、学校法人〇〇 〇〇〇幼稚園などのように記入する。

分園の場合には、本園名及び所在地を記入し、分園名及び所在地は、下部に（ ）書きで記入すること。

(2) 所在地

略すことなく記入すること。

例 栃木県〇〇市〇〇3丁目6番5号

栃木県〇〇郡〇〇町大字〇〇479番地3

(3) 幼稚園名あるいは所在地に変更があった場合

「Ⅱ 3 記載事項の変更」によること。

11 年度及び入園（転入園）、進級時の幼児の年齢

学年始めの幼児の年齢は、当該年度の4月1日現在における当該幼児の年齢を該当欄に記入すること。転入園の場合は、転入園年月日における幼児の年齢を記入すること。

12 園長氏名印及び学級担任者氏名印

(1) 氏名の記入

学年当初又は転入園時において、法令上指導要録作成の義務を負う園長の氏名と、その記入を担当する学級担任者を記入すること。

同一年度内に園長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名をその下部に併記すること。この場合、前任者名は削除せず、前任者、後任者共にその担任期間を（ ）書きで記入すること。

なお、学級担任者の産前産後休暇、育児休暇、長期の病気休暇等により臨時職員が担任した場合においても、その氏名を記入すること。この場合には、その氏名の最初に（産・補）のように記入すること。また、学年当初から正式な担任が休暇中で、その代理として臨時職員が担任する場合も、休暇中である担任名を記入し、その下部に臨時職員名を記入すること。

(2) 園長及び学級担任者の押印

学年末、または転園・退園等の際には、記入について責任を有する園長及び学級担任者（現任者）の印を押すこと。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

(3) 記入例

幼稚園名 及び所在地	〇〇市立（学校法人名） 〇〇〇幼稚園 栃木県〇〇市〇〇1丁目25番4号			
年度及び入園（転入園） ・進級時の幼児の年齢	平成30年度 3歳 0か月	平成31年度 3歳10か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月
園長 氏名印	栃木 花子 (平30. 9. 1~平30. 12. 31) 男体 一郎 印 (平31. 1. 1~平31. 3. 31)	男体 一郎 印		
学級担任者 氏名印	絹 依子 (産・補) 大形 涼 印	絹 依子 印 (平31. 8. 1~平32. 3. 31) (産・補) 大形 涼 (平31. 4. 1~平31. 7. 31)		

*指導に関する記録の記入について、責任を有する現任者が押印する。

幼稚園幼児指導要録(学籍に関する記録)

年度 区分	平成 年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
学 級		ゆり	ばら	すみれ
整理番号		14	14	15

幼 児	ふりがな 氏 名	とちぎ まなぶ 榎木 学		性 別	男
		平成 26 年 8 月 9 日生			
	現住所	栃木県宇都宮市 今泉〇丁目〇〇番〇号 ← 朱一本線 埴田〇丁目〇〇番〇号			
保 護 者	ふりがな 氏 名	とちぎ たろう 榎木 太郎			
	現住所	幼児の欄に同じ			
入 園	平成30年 4月 1日	入園前の 状 況	宇都宮市〇〇保育園 (H28. 8. 1~H30. 3.31)		
転 入 園	平成 年 月 日				
転・退園	平成 年 月 日	進学先等	宇都宮市立〇〇小学校 栃木県宇都宮市清住〇丁目〇〇番〇号		
修 了	平成33年 3月31日				
幼 稚 園 名 及び所在地	学校法人〇〇学園 〇〇〇〇幼稚園 栃木県宇都宮市瓦谷町〇〇〇番地				
年度及び入園(転入園) ・進級時の幼児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成30年度 3歳 7か月	平成 31年度 4歳 7か月	平成32年度 5歳 7か月	
園 長 氏名 印		赤井 市子 印	赤井 市子 印	赤井 市子 印	
学級担任者 氏名 印		春野 さくら 印	夏木 七海 印	秋野 風太 印	

住所変更
31.2.11

IV 指導に関する記録の記入について

指導に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料である。

1 指導の重点等

(1) 学年の重点

年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

2 指導上参考となる事項

(1) 次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。

- ・ 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

(2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。



指導要録は、園長が責任を持って作成するものです。したがって、指導要録に記述する内容は、担任個人の保育記録の延長ではなく、あくまでも幼稚園としての共通認識に基づいたものであることが必要です。このため、指導要録作成に当たっては、記述する内容や方法等について、園内研修等を行い、共通理解を図ることが大切です。

【「指導の重点」及び「指導上参考となる事項」記入例】

幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

ふりがな		平成 年度		幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 〔幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、幼稚園教育要録第2章〕	
氏名	平成 年 月 日生	指導の重点等	(学年の重点) ・友達と共通の目的に向かって、試行錯誤しながら活動に取り組む。	年度の初めに長期の見通しとして設定されたもので、同学年のどの幼児にも同じものを記入する。	
	性別		(個人の重点) ・自分の思いを言葉で伝えたり相手の思いを受け入れたりしながら遊びを進めることを楽しむ。	1年間を振り返り、何を重視して指導を進めてきたかを明確にする。年度の最初から一人一人に対して目標を持つという意味ではないことに留意する。	
ねらい (発達を捉える視点)		指導上参考となる事項	<p>・遊びへの思いが強く、友達の考えを受け入れられず、遊びが継続しないことが多かった。本人の思いが実現するように、教師が援助しながら、周囲の友達にそのおもしろさを言葉で伝えていったところ、友達に自分の思いを言葉で伝えられるようになった。また、友達の考えを取り入れることで遊びが楽しくなることも経験し、相談しながら遊びを進めようとする姿が見られるようになってきている。</p> <p>・手先が器用で、様々な素材を使い、遊びに必要なものを作ることが得意である。生活に必要な表示や装飾などの制作を頼むと、張り切って取り組む様子が見られた。</p> <p>・見通しが持てない活動に対しては、強い不安感を抱き、行動できないことがある。あらかじめ説明しておくことにより、安心して自分から行動できるため、様子を見ながら配慮する必要がある。自信を持って物事に関われるよう、引き続き指導が必要である。</p>	一人一人のよさや可能性を評価し、持ち味を大切にして発達を促すという観点から、保育記録を基に、幼児が変容するきっかけとなった出来事や具体的な指導の手立てを中心に記入する。その際、事実の羅列だけにならないように留意する。	
健康	<p>明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p> <p>健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</p>			一人一人のよさや可能性を評価し、持ち味を大切にして発達を促すという観点から、保育記録を基に、幼児が変容するきっかけとなった出来事や具体的な指導の手立てを中心に記入する。その際、事実の羅列だけにならないように留意する。	
人間関係	<p>幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</p> <p>身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち、</p> <p>社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>			一人一人のよさや可能性を評価し、持ち味を大切にして発達を促すという観点から、保育記録を基に、幼児が変容するきっかけとなった出来事や具体的な指導の手立てを中心に記入する。その際、事実の羅列だけにならないように留意する。	
環境	<p>身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>			一人一人のよさや可能性を評価し、持ち味を大切にして発達を促すという観点から、保育記録を基に、幼児が変容するきっかけとなった出来事や具体的な指導の手立てを中心に記入する。その際、事実の羅列だけにならないように留意する。	
言葉	<p>自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。</p>			一人一人のよさや可能性を評価し、持ち味を大切にして発達を促すという観点から、保育記録を基に、幼児が変容するきっかけとなった出来事や具体的な指導の手立てを中心に記入する。その際、事実の羅列だけにならないように留意する。	
表現	<p>いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>生活の中で豊かにし、様々な表現</p>			一人一人のよさや可能性を評価し、持ち味を大切にして発達を促すという観点から、保育記録を基に、幼児が変容するきっかけとなった出来事や具体的な指導の手立てを中心に記入する。その際、事実の羅列だけにならないように留意する。	
出欠状況	<p>「ねらい（発達を捉える視点）」は、当該幼児の発達の実情から、向上が著しいと思われるものを捉えていくときの視点である。これらの視点から幼児の経験や育ちを分析し、発達を総合的に捉えて記入する。</p>		<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、当該幼児の姿を、発達を捉える視点で分析する際の手掛かりにしたり、「指導上参考となる事項」に記入した幼児に生まれている資質・能力が分かりやすく表現されているかを確認したりする際などに活用する。</p>		

3 出欠状況

この欄は、学年末に記入することを原則とするが、転園又は退園の際には、それまでの出欠の状況を記入すること。

(1) 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として幼稚園教育要領に基づき編成した当該幼稚園の教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢の全ての幼児について同日数であること。ただし、同一年齢で教育日数が異なる場合は、それぞれの教育課程の実施した日数によること。

① 転園または退園等をした場合

転園した幼児については、転園のため当該幼稚園を去った日までの教育日数を、退園等をした幼児については、園長が退園を認めた日までの教育日数を記入すること。

② 転入園等をした幼児の場合

転入園等をした幼児については、転入園等をした日以降の教育日数を記入すること。

③ 満3歳児の学年の場合

入園の期日の違いから、教育日数が異なる場合は、それぞれの教育課程の実施した日数によること。

④ 長期休業期間中の登園日等の取扱い

長期休業中における幼児の登園日等は、それが教育課程として実施されたものでない限り教育日数とはみなさない。

⑤ 幼稚園又は同一学年の全幼児の臨時休業の取扱い

幼稚園又は同一学年の全幼児が、学校保健安全法第20条又は学校教育法施行規則第39条により準用する第63条によって臨時休業した場合は、その日数を教育日数から除くこと。

(2) 出席日数

教育日数から「欠席」、「出席停止」、「忌引」、「学級休業」、「その他園長が出席しなくてもよいと認めたもの」の日数を差し引いた日数を記入すること。なお、出席日数がない場合は空欄とせず、「0」と記入すること。

4 備考

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

V 指導要録取扱い上の注意

1 入園の場合

幼児が入園した場合には、園長は速やかに指導要録を作成すること。（学校教育法施行規則第 24 条第 1 項）

2 進学の場合

園長は、幼児が進学した場合には、学校教育法施行規則第 24 条第 2 項の規定により、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付すること。

(1) 抄本

抄本の記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。

- ① 幼稚園名及び所在地
- ② 幼児の氏名、性別、生年月日及び現住所
- ③ 修了年月日
- ④ 最終学年の指導に関する記録

(2) 写し

指導要録の写しは、欄外に「写」と記入し、次の事項を欄外の適切な場所に記入する。

- ① 「この指導要録の写しは、原本と相違ないことを証明する」旨の文
- ② 証明の年月日
- ③ 幼稚園名及び園長名、証明の印

3 転園の場合

園長は、幼児が転園した場合には、指導要録の写しを作成し、それを転園先の長に送付する。転入園してきた幼児が更に転園した場合においては、指導要録の写し及び転入園により送付を受けた指導要録等の写しを送付する。（学校教育法施行規則第 24 条第 3 項）

なお、写しは、「V 2 進学の場合 (2)」により作成すること。

4 転入園の場合

園長は、幼児が転入園してきた場合には、当該幼児が転入園した旨及びその期日を速やかに前に在園していた幼稚園等の長に連絡し、当該幼児の指導要録等の写しの送付を受けること。なお、この場合、園長は新たに当該幼児の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならない。

5 その他

(1) 指導要録の保存期間

指導要録の保存については、学校教育法施行規則第 28 条の規定により

- ・ 「学籍に関する記録」は、当該幼児の修了あるいは転園後 20 年間
- ・ 「指導に関する記録」は、当該幼児の修了あるいは転園後 5 年間

保存するものとする。

なお、指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないことから、個人情報保護や教育的な配慮の観点から、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。

(2) 保存期間後の取扱い

保存期間を経過した指導要録、その写しについては、直ちに廃棄するなどの適切な処置をすること。その際、厳重な管理の下に処分することが望ましい。

なお、保存期間を経過した指導要録に関して、外部への証明等の依頼があった場合でも、証明すべきではない。

(3) 特別な事情のある幼児の情報管理

配偶者からの暴力の被害者と同居する幼児については、転園した幼児の指導要録の記述を通じて転園先の名称や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、平成 21 年 7 月 13 日付 21 生参学第 7 号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を参考に関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を扱うこと。

(4) 情報通信技術の活用（電子化）についての留意事項

コンピュータ等の情報通信機器を用いて、指導要録を作成することについては、原則として各設置者の判断によるものとする。情報通信技術を活用する際の留意事項の例を以下に示す。

- ①電子データの作成に用いるコンピュータは、例えば、ID やパスワードを設定するなど、使用者が限定できるようにする。
- ②作業に使用するコンピュータのハードディスクに記録が残らないようにする。
- ③個人用のパソコンにデータをコピー、保存しないようにする。
- ④電子データの園外への持ち出しは禁止する。
- ⑤保存媒体は、耐火金庫等に集中保管するなど、所在を明らかにしておく。
- ⑥不要になったデータは、速やかに破棄する。
- ⑦電子化に当たっては、途中年度からの一斉の移行ではなく、入園幼児からの学年ごとの移行が望ましい。
- ⑧原本は年度ごとにデータを上書きするが、紙媒体は、新たにプリントアウトしたものと差し替え、前年度のものは速やかに破棄するようにする。
- ⑩指導要録の写し等を電子データで送付する場合には、送付先の長の同意を得るようにする。

なお、多様な漢字が使われている幼児の氏名の正確な表記をするため、独立行政法人情報処理推進機構において約 6 万の文字情報（IPAmj 明朝フォント）が整備されているので、必要に応じて参考にする。

(5) 幼稚園型認定こども園について

幼稚園型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（平成 30 年 3 月 30 日付け府子本第 315 号・29 初幼教第 17 号・子保発 0330 第 3 号）を踏まえ、適宜「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を「認定こども園こども要録」に読み替える等して、認定こども園こども要録の作成を行うこと。なお、幼稚園幼児指導要録を作成することも可能である。

また、認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の幼児について、幼稚園幼児指導要録を作成する必要はない。

(6) 実施時期

新様式による指導要録の作成は、平成 30（2018）年度から実施すること。この場合、すでに在園している幼児の指導要録については、従前の指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、新様式で作成された指導要録と併せて保存すること。

なお、平成 30（2018）年度に新たに入園（転入園含む）、進級する幼児のためにすでに指導要録の様式を用意している場合には、様式については平成 31（2019）年度からでよい。

参 考 資 料

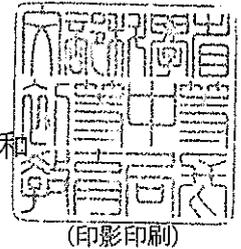
- 資料1 幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）
から抜粋 13
- 資料2 幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録
の作成等に関する留意事項等について（通知）から抜粋 19
- 資料3 保育所保育指針の適用に際しての留意事項についてから抜粋
. 24
- 資料4 学校教育法施行規則（抄）（第24条、第28条）
. 29
- 資料5 配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）
. 30



29文科初第1814号
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道 和



(印影印刷)

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）

幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）における指導要録は、幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。

今般の幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領の改訂に伴い、文部科学省では、各幼稚園等において幼児理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から、各設置者等において指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼稚園等により指導要録が作成されるよう、指導要録に記載する事項や様式の参考例についてとりまとめましたのでお知らせします。

つきましては、下記に示す幼稚園等における評価の基本的な考え方及び指導要録の改善の要旨等並びに別紙1及び2、別添資料1及び2（様式の参考例）に関して十分御了知の上、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校に対し、各国立大学法人学長におかれてはその管下の学校に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

また、幼稚園等と小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）との緊密な連携を図る観点から、小学校等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、この通知により、平成21年1月28日付け20文科初第1137号「幼稚園幼児指導要録の改善について（通知）」、平成21年3月9日付け20文科初第1315号「特別支援学校幼稚部幼児指導要録の改善について（通知）」は廃止します。

記

1 幼稚園等における評価の基本的な考え方

幼児一人一人の発達を理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

2 指導要録の改善の要旨

「指導上参考となる事項」について、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、最終学年の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記したこと。このことを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

3 実施時期

この通知を踏まえた指導要録の作成は、平成 30 年度から実施すること。なお、平成 30 年度に新たに入園、入学（転入園、転入学含む。）、進級する幼児のために指導要録の様式を用意している場合には様式についてはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園、在学している幼児の指導要録については、従前の指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録と併せて保存すること。

4 取扱い上の注意

- (1) 指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条及び第 28 条の規定によること。なお、同施行規則第 24 条第 2 項により小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する幼児については、転園した幼児の指導要録の記述を通じて転園先、転学先の名称や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。

- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (5) 別添資料1及び2（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。

5 幼稚園型認定こども園における取扱い上の注意

幼稚園型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（平成30年3月30日付け府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号）を踏まえ、認定こども園こども要録の作成を行うこと。なお、幼稚園幼児指導要録を作成することも可能であること。

【担 当】

（幼稚園幼児指導要録について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL (03)5253-4111(内線2376)

FAX (03)6734-3736

E-mail youji-shidou@mext.go.jp

（特別支援学校幼稚部幼児指導要録について）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL (03)5253-4111(内線2003)

FAX (03)6734-3737

E-mail toku-sidou@mext.go.jp

幼稚園幼児指導要録(学籍に関する記録)

区分 \ 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
学 級				
整理番号				

幼 児	ふりがな 氏 名				性 別	
	平成 年 月 日生					
	現住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況				
転入園	平成 年 月 日					
転・退園	平成 年 月 日	進学先等				
修 了	平成 年 月 日					
幼稚園名 及び所在地						
年度及び入園(転入園) ・進級時の幼児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
園 長 氏名 印						
学級担任者 氏名 印						

幼稚園幼児指導要録(指導に関する記録)

ふりがな		平成 年度			平成 年度			平成 年度					
		(学年の重点)			(学年の重点)			(学年の重点)					
氏名	平成 年 月 日生									指導の重点等			
	性別	ねらい (発達を捉える視点)									(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
健康											指導上の参考となる事項		
	<p>明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p> <p>健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</p>												
人間関係													
													<p>幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</p> <p>身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。</p> <p>社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>
環境													
													<p>身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>
言葉													
													<p>自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。</p>
表現													
													<p>いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>
出欠状況	年度			年度			年度			備考			
	教育日数			教育日数			教育日数						
	出席日数			出席日数			出席日数						

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：

- (1) 次の事項について記入すること。
 - ① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の实情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
 - ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

幼稚園幼児指導要録 (最終学年の指導に関する記録)

かりがな		平成 年度	指導の重点等	
氏名	平成 年 月 日生			
性別		(学年の重点)	(個人の重点)	
ねらい (発達を捉える視点)		指 導 上 の 参 考 事 項		
健康	<p>明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p> <p>健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</p>			
人間関係	<p>幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</p> <p>身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち、</p> <p>社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>			
環境	<p>身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>			
言葉	<p>自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。</p>			
表現	<p>いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>			
出欠状況	年度			備 考
	教育日数			
	出席日数			

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	
<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特徴に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意すること。</p>	
健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：

- 次の事項について記入すること。
 - 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
 - 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
 - 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するに留意すること。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。
 - 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。
- 備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通した幼児の発達の姿を記入すること。

府子本第 3 1 5 号
2 9 初幼教第 1 7 号
子保発 0 3 3 0 第 3 号
平成 30 年 3 月 3 0 日

各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部(局)
各都道府県教育委員会
各指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市、中核市教育委員会
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校を置く
各国公立大学法人
の長殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

**幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等
に関する留意事項等について(通知)**

幼保連携型認定こども園園児指導要録(以下「園児指導要録」という。)は、園児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。

今般の幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)の改訂に伴い、各幼保連携型認定こども園において園児の理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育及び保育の展開の観点から、各設置者等において園児指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼保連携型認定こども園により園児指導要録が作成されるよう、園児指導要録に記載する事項や様式の参考例についてとりまとめましたのでお知らせします。

また、幼保連携型以外の認定こども園における、園児指導要録に相当する資料(以下「認定こども園こども要録」という。)の作成等に関する留意事項も示しましたのでお知らせします。

つきましては、下記に示す幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方及び

園児指導要録の改善の要旨等並びに別紙及び別添資料（様式の参考例）に関して十分御了知の上、管内・域内の関係部局並びに幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の関係者に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

また、幼保連携型認定こども園等と小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）との緊密な連携を図る観点から、小学校等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、この通知により、「認定こども園こども要録について（通知）」（平成 21 年 1 月 29 日付け 20 初幼教第 9 号・雇児保発第 0129001 号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）及び「幼保連携型認定こども園園児指導要録について（通知）」（平成 27 年 1 月 27 日付け府政共生第 73 号・26 初幼教第 29 号・雇児保発 0127 第 1 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）は廃止します。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方

園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

2 園児指導要録の改善の要旨

幼保連携型認定こども園における養護は教育及び保育を行う上での基盤となるものであるということを踏まえ、満 3 歳以上の園児に関する記録として、従前の「養護」に関わる事項は、「指導上参考となる事項」に、また、「園児の健康状態等」については、「特に配慮すべき事項」に記入するように見直したこと。さらに、従前の「園児の育ちに関わる事項」については、満 3 歳未満の園児に関する記録として、各年度ごとに、「養護（園児の健康の状態等も含む）」に関する事項も含め、「園児の育ちに関する事項」に記入するように見直したこと。

最終学年の記入に当たっては、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記したこと。

以上のことなどを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

3 実施時期

この通知を踏まえた園児指導要録の作成は、平成 30 年度から実施すること。なお、平成 30 年度に新たに入園（転入園含む。）、進級する園児のために園児指導要録の様式を用意している場合には様式についてはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた園児指導要録を作成する場合、既に在園している園児の園児指導要録については、従前の園児指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された園児指導要録と併せて保存すること。

4 取扱い上の注意

- (1) 園児指導要録の作成、送付及び保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 30 条並びに認定こども園法施行規則第 26 条の規定により準用する学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 1 項及び第 2 項前段の規定によること。なお、認定こども園法施行規則第 30 条第 2 項により小学校等の進学先に園児指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 園児指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する園児については、転園した園児の園児指導要録の記述を通じて転園先の園名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知）を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。
- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、保育教諭等の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により園児指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である園児指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (5) 別添資料（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。
- (6) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
 - ① 公立の幼保連携型認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。

② 私立の幼保連携型認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園法施行規則第30条第2項及び第3項の規定に基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における認定こども園こども要録の作成等の留意事項

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）においては、本通知「1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方」及び「2 園児指導要録の改善の要旨」を踏まえ、別紙及び別添資料を参考に、適宜「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を「認定こども園こども要録」に読み替える等して、各設置者等の創意工夫の下、認定こども園こども要録を作成すること。

なお、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園において認定こども園こども要録を作成する場合には、保育所では各市区町村が保育所児童保育要録（「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日付け子保発0330第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）に基づく保育所児童保育要録をいう。以下同じ。）の様式を作成することとされていることを踏まえ、各市区町村と相談しつつ、その様式を各設置者等において定めることが可能であること。

(2) 5(1)に関わらず、幼稚園型認定こども園においては「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における幼児指導要録の改善等について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1814号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づく幼稚園幼児指導要録を作成することが、また、保育所型認定こども園においては保育所児童保育要録を作成することが可能であること。その際、送付及び保存等についても、それぞれの通知に準じて取り扱うこと。

また、認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、幼稚園幼児指導要録又は保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。

(3) 認定こども園こども要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。なお、これは、満3歳未満に関する記録を残すことを妨げるものではないこと。

(4) 子どもの進学・就学に際して、作成した認定こども園こども要録の抄本又は写しを進学・就学先の小学校等の校長に送付すること。

(5) 認定こども園においては、作成した認定こども園こども要録の原本等について、その子どもが小学校等を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。ただし、学籍等に関する記録については、20年間保存することが望ましいこと。

(6) 「3 実施時期」並びに「4 取扱い上の注意」の(2)、(3)及び(4)について、認定こども園においても同様の取扱いであること。

(7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及

び②のとおりである。

- ① 公立の認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
- ② 私立の認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、学校教育法施行規則第24条第2項及び第3項又は保育所保育指針第2章の4(2)ウの規定に基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人(保護者)の同意は不要であること。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

(内閣府ホーム > 子ども・子育て支援 > 認定こども園)

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付

TEL：03-5253-2111(代表) 内線 38446

FAX：03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111(代表) 内線 2376

FAX：03-6734-3736

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111(代表) 内線 4846

FAX：03-3595-2674

子保発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 29 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育所保育指針の適用に際しての留意事項について

平成 30 年 4 月 1 日より保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号。以下「保育所保育指針」という。）が適用されるが、その適用に際しての留意事項は、下記のとおりであるため、十分御了知の上、貴管内の市区町村、保育関係者等に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

また、本通知をもって、「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成 20 年 3 月 28 日付け雇児保発第 0328001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を廃止する。

記

1. 保育所保育指針の適用について

（1）保育所保育指針の保育現場等への周知について

平成 30 年 4 月 1 日より保育所保育指針が適用されるに当たり、その趣旨及び内容が、自治体の職員、保育所、家庭的保育事業者等及び認可外保育施設の保育関係者、指定保育士養成施設の関係者、子育て中の保護者等に十分理解され、保育現場における保育の実践、保育士養成課程の教授内容等に十分反映されるよう、改めて周知を図られたい。

なお、周知に当たっては、保育所保育指針の内容の解説、保育を行う上での留意点等を記載した「保育所保育指針解説」を厚生労働省のホームページに公開しているので、当該解説を活用されたい。

○ 保育所保育指針解説

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukat-eikyoku/kaisetu.pdf>

(2) 保育所保育指針に関する指導監査について

「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知)に基づき、保育所保育指針に関する保育所の指導監査を実施する際には、以下①から③までの内容に留意されたい。

①保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に実施すること。

②他の事項に関する指導監査とは異なり、保育の内容及び運営体制について、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、取組の結果のみではなく、取組の過程(※1)に着目して実施すること。

(※1. 保育所保育指針第1章の3(1)から(5)までに示す、全体的な計画の作成、指導計画の作成、指導計画の展開、保育の内容等の評価及び評価を踏まえた計画の改善等)

③保育所保育指針の参考資料として取りまとめた「保育所保育指針解説」のみを根拠とした指導等を行うことのないよう留意すること。

2. 小学校との連携について

保育所においては、保育所保育指針に示すとおり、保育士等が、自らの保育実践の過程を振り返り、子どもの心の育ち、意欲等について理解を深め、専門性の向上及び保育実践の改善に努めることが求められる。また、その内容が小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)に適切に引き継がれ、保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるよう、保育所と小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、小学校との連携を図ることが重要である。

このような認識の下、保育所と小学校との連携を確保するという観点から、保育所から小学校に子どもの育ちを支えるための資料として、従前より保育所児童保育要録が送付されるよう求めているが、保育所保育指針第2章の4(2)「小学校との連携」に示す内容を踏まえ、今般、保育所児童保育要録について、

- ・養護及び教育が一体的に行われるという保育所保育の特性を踏まえた記載事項
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用、特別な配慮を要する子どもに関する記載内容等の取扱い上の注意事項

等について見直し(※2)を行った。見直し後の保育所児童保育要録の取扱い等については、以下(1)及び(2)に示すとおりであるので留意されたい。

(※2. 見直しの趣旨等については、別添2「保育所児童保育要録の見直し等について(検討の整理)」(2018(平成30)年2月7日保育所児童保育要録の見直し検討会)参照)

(1) 保育所児童保育要録の取扱いについて

ア 記載事項

保育所児童保育要録には、別添1「保育所児童保育要録に記載する事項」に示

す事項を記載すること。

なお、各市区町村においては、地域の実情等を踏まえ、別紙資料を参考として様式を作成し、管内の保育所に配布すること。

イ 実施時期

本通知を踏まえた保育所児童保育要録の作成は、平成30年度から実施すること。なお、平成30年度の保育所児童保育要録の様式を既に用意している場合には、必ずしも新たな様式により保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。

ウ 取扱い上の注意

(ア) 保育所児童保育要録の作成、送付及び保存については、以下①から③までの取扱いに留意すること。また、各市区町村においては、保育所児童保育要録が小学校に送付されることについて市区町村教育委員会にあらかじめ周知を行うなど、市区町村教育委員会との連携を図ること。

① 保育所児童保育要録は、最終年度の子どもについて作成すること。作成に当たっては、施設長の責任の下、担当の保育士が記載すること。

② 子どもの就学に際して、作成した保育所児童保育要録の抄本又は写しを就学先の小学校の校長に送付すること。

③ 保育所においては、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

(イ) 保育所児童保育要録の作成に当たっては、保護者との信頼関係を基盤として、保護者の思いを踏まえつつ記載するとともに、その送付について、入所時や懇談会等を通して、保護者に周知しておくことが望ましいこと。その際には、個人情報保護及び情報開示の在り方に留意すること。

(ロ) 障害や発達上の課題があるなど特別な配慮を要する子どもについて「保育の過程と子どもの育ちに関する事項」及び「最終年度に至るまでの育ちに関する事項」を記載する際には、診断名及び障害の特性のみではなく、その子どもが育ってきた過程について、その子どもの抱える生活上の課題、人との関わりにおける困難等に応じて行われてきた保育における工夫及び配慮を考慮した上で記載すること。

なお、地域の身近な場所で一貫して効果的に支援する体制を構築する観点から、保育所、児童発達支援センター等の関係機関で行われてきた支援が就学以降も継続するように、保護者の意向及び個人情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて、保育所における支援の情報を小学校と共有することが考えられること。

(ハ) 配偶者からの暴力の被害者と同居する子どもについては、保育児童保育要録の記述を通じて就学先の小学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることで懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、「配偶

者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知）を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。

(カ) 保育士等の専門性の向上や負担感の軽減を図る観点から、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により保育所児童保育要録に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、保育所児童保育要録について、情報通信技術を活用して書面の作成、送付及び保存を行うことは、現行の制度上も可能であること。

(ク) 保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。

① 公立の保育所については、各市区町村が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。

② 私立の保育所については、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者に該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、保育所保育指針第 2 章の 4 (2) ウに基づいて保育所児童保育要録を送付する場合においては、同法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人(保護者)の同意は不要であること。

エ 保育所型認定こども園における取扱い

保育所型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（平成 30 年 3 月 30 日付け府子本第 315 号・29 初幼教第 17 号・子保発 0330 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）を参考にして、各市区町村と相談しつつ、各設置者等の創意工夫の下、同通知に基づく認定こども園こども要録（以下「認定こども園こども要録」という。）を作成することも可能であること。その際、送付及び保存についても同通知に準じて取り扱うこと。また、認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。

(2) 保育所と小学校との間の連携の促進体制について

保育所と小学校との間の連携を一層促進するためには、地域における就学前後の子どもの育ち等について、地域の関係者が理解を共有することが重要であり、

・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の関係者が参加する合同研修会、連絡

協議会等を設置するなど、関係者の交流の機会を確保すること、

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の管理職が連携及び交流の意義及び重要性を理解し、組織として取組を進めること

等が有効と考えられるため、各自治体において、関係部局と連携し、これらの取組を積極的に支援・推進すること。

資料 4

学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一 学校に関係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

3 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

21 生参学第 7 号
平成 21 年 7 月 13 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

高 口 努

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

常 盤 豊

(印影印刷)

配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について (通知)

このたび、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成 16 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号)に基づく施策について、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」が取りまとめられ、総務大臣から関係省庁の大臣に対して勧告が行われました。文部科学省に対しては、教育委員会に対し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行うことなどが勧告されています(別添 1 参照)。

配偶者からの暴力の防止等については、これまでも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく『基本方針』について」(平成 16 年 12 月 2 日付け府共第 726 号内閣府男女共同参画局長等通知、平成 16 年 12 月 2 日付け文部科学省生涯学習政策局等事務連絡、平成 20 年 1 月 11 日付け府共第 1 号内閣府男女共同参画局長等通知、平成 20 年 2 月 20 日付け文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課等事務連絡)により御連絡しているところですが、下記事項に十分留意の上、引き続き適切な対応をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、

所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知するとともに、配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底をお願いします。

記

1. 就学手続について

(1) 就学手続

①住民基本台帳に基づく学齢簿の編製による場合

学齢児童及び学齢生徒については、その住所の存する市町村の教育委員会が学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとることとされており、学齢簿の編製は、住民基本台帳に基づいて行うこととされていること（学校教育法施行令第1条、第5条）。

②住民基本台帳に記載されていない者についての学齢簿の編製による場合

住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとること。この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することとされていること（「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」（昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達）、住民基本台帳法第13条）。また、市町村の区域内に転住してきた学齢児童及び学齢生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと（「学齢簿および指導要録の取扱について」（昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達））。

③区域外就学等による場合

市町村の教育委員会は、学齢児童又は学齢生徒について、保護者から区域外就学等の届出があった場合には、就学手続を行うこと。就学させようとする小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）を設置する市町村の教育委員会は、この場合、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議するものとされていること（学校教育法施行令第9条）。

(2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、住民票の存する市町村外の学校への転学を希望する場合がある。

このような特別の事情がある場合には、個々の事情に応じて、上記（1）の②又は③の方法をとることを含めて、就学の機会が確実に確保されるようにすること。また、就学の際に必要な書類については、法令上特に定められているものではないことを踏まえつつ、配偶者からの暴力の被害者の子どもが円滑に就学できるよう、必要最小限のものとするこ

と。

なお、配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学先や居住地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合があることから、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を市町村長に通報する際、学齢簿に記載した旨を前住所地の教育委員会に通知する際、及び区域外就学に関する協議を住所地の教育委員会と行う際に、下記3の留意事項を参照した上で、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮すること。

2. 指導要録の取扱いについて

(1) 指導要録の取扱い

指導要録は、児童及び生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、児童及び生徒の転学の際には、転出元の校長が転学先の校長に指導要録の写し等を送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項）。これは、転学先の学校において、進級や卒業の認定を行ったり調査書を作成したりする際に、転出元の指導要録の写し等が必要なためであり、写し等が送付されないと転学先での指導等に支障が生じることがある。

また、児童及び生徒の転学の際には、転出元の指導要録に転学先の学校名及び所在地も記載すること（「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」（平成13年4月27日付け13文科初第193号通知））。

(2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学した児童及び生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、下記3の留意事項を参照し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転学先の学校へ児童及び生徒の指導要録の写し等を送付すること。

3. 転学先や居住地等の情報の管理について

配偶者からの暴力の被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

また、就学事務に携わる職員及び学齢簿や指導要録等の保存の責任者は、配偶者からの暴力の被害者の子どもであるなどの特別の事情があることを十分認識し、転学先や居住地等の

情報を記している学齢簿や指導要録等の開示請求等については、特に慎重に対応すること。配偶者（加害者）が児童及び生徒の法定代理人として学齢簿や指導要録等の開示請求をしたような場合でも、教育委員会や学校にあっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」はその全部又は一部を開示しないことができる（同法第25条第1項）とされていることや、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）において、個人データの開示に関し、「本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること」とされていること等も踏まえながら、それぞれの地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、適切に対応すること。

（参考）

工夫事例として別添2も参照のこと。他に、学齢簿に記載した旨の前住所地の教育委員会への通知や指導要録の写し等の送付等の際に、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報が厳重に管理されるよう特に配慮している例もある。

【本件連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課男女共同参画企画係

TEL：03-5253-4111（内線3268）

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係

TEL：03-5253-4111（内線2007）

幼稚園幼児指導要録記入の手引

平成30年4月発行

栃木県総合教育センター幼児教育部

栃木県幼児教育センター

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070

TEL 028-665-7215 FAX 028-665-7216

URL <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/youji>